

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 20

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

振り込め詐欺に注意！ (稚内警察署)

旭川方面管内において振り込め詐欺の予兆と思われる「警察官を名乗る者」「息子を名乗る者」などからの電話が掛かってきています。

犯人は同窓会名簿などを利用して卒業生宅に順番に電話を掛けてきているようです。

「電話番号が変わった。」は振り込め詐欺のサインです。

このような電話が掛かってきたら必ず家族などと確認して騙されないようにしましょう！

振り込め詐欺には様々な手口があります。

還付金詐欺

税務署や市役所、社会保険事務所などをかたり、税金・医療費・年金などの還付手続きの口実で A T M (多くは無人の A T M) へ行くよう誘導し、電話で A T M の操作を指示して、振り込ませる手口です。

オレオレ詐欺

子供や孫を装い、勤め先でのお金の使い込みなどの不祥事や交通事故などの示談金名目でお金を振り込ませる手口です。

犯人は疑われないために、前もって「携帯電話の番号が変わった」と連絡したり、「かぜをひいて声が普段と違う」という工作をすることがあります。

他にも、融資を勧誘し、保証金などの名目でお金を騙し取る手口や、直接自宅に取りに来る手口もありますので、注意してください。



5 月は「消費者月間」です

テーマ「安全・安心 いま新たなステージへ」

消費者に大きな不安を抱かせる事件・事故や高齢者等を狙った悪質商法によるトラブルが後を絶ちません。安心・安全で、消費者が主役となる社会の実現には、消費者問題に取り組む地域の輪が大切です。

消費者月間パネル展を開催します

5 月 1 日 ~ 1 1 日 【図書館】 1 2 日 ~ 2 1 日 【副港市場】
2 2 日 ~ 3 1 日 【再開発ビル「キタカラ」】

相談事例(稚内市消費者センター)

インターネットプロバイダ契約

【 相 談 内 容 】

大手通信業者の代理店を名乗る電話があった。月額 1,780 円で今より料金が安くなり、機能も増え便利になるなどプロバイダ変更の勧誘だった。色々説明を受けている内に、変更しても良いかなと思いき承諾したが、その後の説明で、1 週間から 10 日後に郵便物が届くので電話するよう。2 年契約なので途中解約をすると違約金が 33,600 円かかる。更に、クレジット決済なのでカード番号を教えるよう言われたので不審に思い、申込みを辞めると言って電話を切った。その後夜まで数回電話が掛かってきたが、業者が信用できないので留守電にして出なかった。郵便物の内容は分からないが、もし届いたら受取り拒否しても良いだろうか。契約成立で違約金を請求されないだろうか。日中は妻一人なので何度も電話が来ると不安だ。

【 対 処 】

口頭でも契約は成立するが、この場合はカード番号も教えず、はっきりと断っているのに契約は成立していないと思われる。しかし、一方的に申込み完了になり、書面や関連機器などが送付されることも考えられるので、申込み撤回が完了しているか電話で確認する事を助言。

もし、書面などが送付されてきてもクーリング・オフが可能である事。葉書などの解除通知方法と、カード番号など個人情報提供の危険性と電話勧誘の注意事項を説明した。

その後相談者から「業者に電話したら、クレジット番号を言っていないので契約になっていないと言われた。」との報告があった。

「契約してしまったけど、契約内容に疑問」、「よく考えると必要ない」など、困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133

稚内市中央4丁目 保健福祉センター2階

無料法律相談の活用を！

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人25分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 5月13日 ・ 6月10日 ・ 7月8日

稚内市市民協働課市民協働グループ 電話(直通) 23-6471